明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（**総務・経済産業**二）　二
○雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一四二）　八
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四三）　一〇
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（**経済産業**六九）　一〇
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**同**七〇）　四
○高圧ガス保安協会規則等の一部を改正する省令（**同**七一）　四
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく低炭素水素等供給等事業計画の認定等に関する省令（**経済産業・国土交通**三）　四
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（**環境**二四）　六

〔告　示〕

○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第七条第五項第五号ロの規定に基づく低炭素水素等の供給及び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度（**経済産業**一七三）　六
○水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（**同**一七四）　六
○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に係る印紙をもつて納付することができる手数料（**同**一七五）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める区域（**同**一七六）　八
○低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（**経済産業・国土交通**五）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　会五
特殊法人等
上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他
会社決算公告

省　　令

○総務省・経済産業省令第二号

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第三十九条第三項の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和六年十月二十三日

総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年通商産業省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（通知等を要しない軽易な事項） **第十八条**　（略） 2　（略） 3　令第三十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、位置、構造又は設備の変更で、高圧低炭素水素等ガス（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する高圧低炭素水素等ガスをいう。）の種類の変更又はその処理量の二万立方メートル以上の変更を伴わないものとする。	（通知等を要しない軽易な事項） **第十八条**　（略） 2　（略） （新設）

附　則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第三百十五号）の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業） **第三十一条の四**　（略） 一　（略） 二　その事業について当該事業を実施する受給資格者が第八十二条の五第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの 三　（略）	（法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業） **第三十一条の四**　（略） 一　（略） 二　その事業について当該事業を実施する受給資格者が第八十二条の五第一項に規定する就業手当又は第八十二条の七第一項に規定する再就職手当の支給を受けたもの 三　（略）
（法第三十三条第一項第二号の厚生労働省令で定める訓練） **第四十八条の二**　法第三十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める訓練は、次の各号に掲げる訓練とする。 一　法第六十条の二第一項に規定する教育訓練 二　公共職業訓練等 三　雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第四百三十五号）各号に掲げる基準に該当する教育訓練 四　前三号に掲げるもののほか、被保険者又は被保険者であつた者が自発的に受講する訓練であつて、その訓練の内容に照らして雇用の安定及び就職の促進に資するものとして職業安定局長が定めるもの（給付制限の解除に係る申出） **第四十八条の三**　受給資格者は、法第三十三条第一項ただし書（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）に該当する場合には、失業の認定又は求職の申込みの際に、前条に定める訓練を開始した日及び修了した日を確認することができる書類その他職業安	（新設）

定局長が定める書類を管轄公共職業安定所の長に提出して、その旨を申し出るものとする。

2　前項の受給資格者は、同項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、前条に定める訓練を開始した日及び修了した日を確認することができる書類を提出しないことができる。

（法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める日数）

第四十八条の四　（略）

（法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整）

第四十八条の五　（略）

（法第五十六条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者）

第八十二条の二　法第五十六条の三第一項第一号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者は、一年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始した受給資格者であつて、就業促進手当を支給することが当該受給資格者の職業の安定に資すると認められるものとする。

（削る）

（法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める日数）

第四十八条の二　（略）

（法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整）

第四十八条の三　（略）

（法第五十六条の三第一項第一号ロの厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者）

第八十二条の二　法第五十六条の三第一項第一号ロの厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者は、一年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業（当該事業により当該受給資格者が自立することができると公共職業安定所長が認めたものに限る。）を開始した受給資格者であつて、就業促進手当を支給することが当該受給資格者の職業の安定に資すると認められるものとする。

（就業手当の支給申請手続）

第八十二条の五　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）の支給を受けようとするときは、給与に関する明細その他の就業の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該事実を証明することができる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）就業手当支給申請書（様式第二十九号）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、一の労働契約の期間が七日以上であるときは、就業手当支給申請書に労働契約に係る契約書その他の労働契約の期間及び所定労働時間を証明することができる書類を添えなければならない。

2　受給資格者は、前項の規定にかかわらず、第六項の規定により準用する第二十二条第一項ただし書に規定するときのほか、職業安定局長が定めるところにより、前項に定める書類及び受給資格者証を添えない（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、前項に定める書類の添付をせず、かつ、個人番号カードを提示しない）ことができる。

3　第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、法第十五条第三項又は第四項の規定による失業の認定の対象となる日（法第二十一条に規定する求職の申込みをした日以後最初の失業の認定においては、法第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間内の日を含む。以下この条及び第百条の八第三項において同じ。）について、当該失業の認定を受ける日にしなければならない。

4　失業の認定日（第十九条第三項に規定する失業の認定日をいう。以下この項において同じ。）に現に職業に就いている場合（第二十三条第一項第一号の規定により申出を行つた場合を除く。）における第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、当該失業の認定日における失業の認定の対象となる日について、前項の規定にかかわらず、次の失業の認定日の前日までにしなければならない。

5　受給資格者が第二十条第二項の規定に該当する場合における第一項の規定による就業手当支給申請書の提出は、同条第二項の規定による出頭をした日以後の日に前二項の規定により当該提出を行うことにより就業手当の支給を受けることができる日のうち、当該出頭をした日の前日までの日（既

（削る）

（再就職手当の支給申請手続）

第八十二条の五　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当（第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号の安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該各号に定める書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）再就職手当支給申請書（様式第二十九号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

（法第五十六条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める者）

第八十三条の二　法第五十六条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、再就職手当の支給に係る同一の事業主の適用事業（以下「同一事業主の適用事業」という。）にその職業に就いた日から六箇月間に支払われた賃金を法第十七条に規定する賃金とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次条において「みなし賃金日額」という。）が当該再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となつた賃金日額（次条において「算定基礎賃金日額」という。）を下回つた者とする。

に就業手当の支給を受けた日を除く。）について、前二項の規定にかかわらず、当該出頭をした日に行わなければならない。

6　第二十二条第一項ただし書の規定は第一項の場合における提出について準用する。

（就業手当の支給）

第八十二条の六　管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対する就業手当の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に就業手当を支給するものとする。

（再就職手当の支給申請手続）

第八十二条の七　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。以下「再就職手当」という。）の支給を受けようとするときは、同号ロの安定した職業に就いた日の翌日から起算して一箇月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、当該各号に定める書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）再就職手当支給申請書（様式第二十九号の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

（法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める者）

第八十三条の二　法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める者は、再就職手当の支給に係る同一の事業主の適用事業（以下「同一事業主の適用事業」という。）にその職業に就いた日から六箇月間に支払われた賃金を法第十七条に規定する賃金とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次条において「みなし賃金日額」という。）が当該再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となつた賃金日額（次条において「算定基礎賃金日額」という。）を下回つた者とする。

（法第五十六条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める額）

第八十三条の三　法第五十六条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める額は、算定基礎賃金日額からみなし賃金日額を減じて得た額に同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて雇用された六箇月間のうち賃金の支払の基礎となつた日数を乗じて得た額とする。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号に該当する者のうち同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月間以上雇用される者であつて、第八十三条の二に規定する者に対する就業促進手当（以下「就業促進定着手当」という。）の支給を受けようとするときは、同日から起算して六箇月目に当たる日の翌日から起算して二箇月以内に、次の各号に掲げる書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）就業促進定着手当支給申請書（様式第二十九号の二の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

（常用就職支度手当の額）

第八十三条の六　法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める額は、同号イからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額に九十（当該受給資格者（受給資格に基づく所定給付日数が二百七十日以上である者を除く。）に係る法第五十六条の三第一項第一号に規定する支給残日数（以下この条において「支給残日数」という。）が九十日未満である場合には、支給残日数（その数が四十五を下回る場合にあつては、四十五）に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額とする。

（法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める額）

第八十三条の三　法第五十六条の三第三項第二号の厚生労働省令で定める額は、算定基礎賃金日額からみなし賃金日額を減じて得た額に同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて雇用された六箇月間のうち賃金の支払の基礎となつた日数を乗じて得た額とする。

（就業促進定着手当の支給申請手続）

第八十三条の四　受給資格者は、法第五十六条の三第一項第一号ロに該当する者のうち同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月間以上雇用される者であつて、第八十三条の二に規定する者に対する就業促進手当（以下「就業促進定着手当」という。）の支給を受けようとするときは、同日から起算して六箇月目に当たる日の翌日から起算して二箇月以内に、次の各号に掲げる書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、次の各号に掲げる書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）就業促進定着手当支給申請書（様式第二十九号の二の二）を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

（常用就職支度手当の額）

第八十三条の六　法第五十六条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める額は、同号イからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額に九十（当該受給資格者（受給資格に基づく所定給付日数が二百七十日以上である者を除く。）に係る法第五十六条の三第一項第一号に規定する支給残日数（以下この条において「支給残日数」という。）が九十日未満である場合には、支給残日数（その数が四十五を下回る場合にあつては、四十五）に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額とする。

（船員に関する特例）

第百四十四条の二　被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号に規定する船員（以下「船員」という。）である場合においては、第十七条の二第一項及び第四項、第十七条の三並びに第十七条の四（これらの規定を第百一条の二十一において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第三十二条、第三十八条の三第二号、第四十三条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第三項、第五十四条、第五十七条第一項、第七十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第七十六条第一項及び第二項、第八十一条第二項、第八十一条の二第二項、第八十二条の二、第八十四条第一項、第九十四条第一項及び第二項、第九十五条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第九十九条第一項、第百条の二並びに第百三十条中「公共職業安定所の長」、「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」又は「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十一条の四第三号、第三十一条の五第二号、第三十一条の六第一項、第四項及び第五項、第三十八条、第三十八条の六、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項、第五十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第五十四条第一項及び第三項、第六十一条第二項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十五条の四、第六十八条、第七十条第二項及び第三項、第七十六条第三項及び第四項、第七十八条第一項及び第二項、第七十九条第一項から第五項まで、第八十一条第三項、第八十一条の二第三項、第八十二条の五第一項、第八十三条、第八十三条の四第一項、第八十三条の五、第八十四条第一項、第八十六条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条、第九十七条第二項、第九十九条第一項から第三項まで、第百条、第百条の四第一項、第百条の五、第百条の八第一項並びに附則第二十三条中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十一条の四第三号、第三十一条の五第二号、第三十一条の六第一項、第四項及び第五項、第三十八条、第三十八条の六、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項、第五十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第五十四条第一項及び第三項、第六十一条第二項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十五条の四、第六十八条、第七十条第二項及び第三項、第七十六条第三項及び第四項、第七十八条第一項及び第二項、第七十九条第一項から第五項まで、第八十一条第三項、第八十一条の二第三項、第八十二条の五第一項、第八十三条、第八十三条の四第一項、第八十三条の五、第八十四条第一項、第八十六条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条、第九十七条第二項、第九十九条第一項から第三項まで、第百条、第百条の四第一項、第百条の五、第百条の八第一項並びに附則第二十三条中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十一条の四第三号、第三十一条の五第二号、第三十一条の六第一項、第四項及び第五項、第三十八条、第三十八条の六、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項、第五十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第五十四条第一項及び第三項、第六十一条第二項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十五条の四、第六十八条、第七十条第二項及び第三項、第七十六条第三項及び第四項、第七十八条第一項及び第二項、第七十九条第一項から第五項まで、第八十一条第三項、第八十一条の二第三項、第八十二条の六、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十三条の四第一項、第八十三条の五、第八十四条第一項、第八十六条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条、第九十七条第二項、第九十九条第一項から第三項まで、第百条、第百条の四第一項、第百条の五、第百条の八第一項並びに附則第二十三条中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含

（船員に関する特例）

第百四十四条の二　被保険者又は被保険者であつた者が法第六条第五号に規定する船員（以下「船員」という。）である場合においては、第十七条の二第一項及び第四項、第十七条の三並びに第十七条の四（これらの規定を第百一条の二十一において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十四条第一項、第三十二条、第三十八条の三第二号、第四十三条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第五十条第三項、第五十四条、第五十七条第一項、第七十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第七十六条第一項及び第二項、第八十一条第二項、第八十一条の二第二項、第八十二条の二、第八十四条第一項、第九十四条第一項及び第二項、第九十五条第二項、第九十六条、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第九十九条第一項、第百条の二並びに第百三十条中「公共職業安定所の長」、「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」、「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」又は「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十八条中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は第一条第五項第一号に掲げる事務についてその対象となる者の住所又は居所を管轄する地方運輸局（以下「管轄地方運輸局」という。）（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項及び第三項から第五項まで、第二十二条、第二十三条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第六項及び第七項、第三十一条の三第一項及び第三項、第三十一条の四第三号、第三十一条の五第二号、第三十一条の六第一項、第四項及び第五項、第三十八条、第三十八条の六、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十九条第一項及び第二項、第五十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第五十四条第一項及び第三項、第六十一条第二項、第六十三条第二項、第六十四条、第六十五条の四、第六十八条、第七十条第二項及び第三項、第七十六条第三項及び第四項、第七十八条第一項及び第二項、第七十九条第一項から第五項まで、第八十一条第三項、第八十一条の二第三項、第八十二条の六、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十三条の四第一項、第八十三条の五、第八十四条第一項、第八十六条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条、第九十七条第二項、第九十九条第一項から第三項まで、第百条、第百条の四第一項、第百条の五、第百条の八第一項並びに附則第二十三条中「管轄公共職業安定所」又は「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含

む。）の長」と、第二十八条第一項中「管轄公共職業安定所に」とあるのは「管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）に」と、「管轄公共職業安定所の長が」とあるのは「管轄公共職業安定所若しくは管轄地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が」と、第三十一条の二中「六十歳」とあるのは「五十歳」と、第三十五条第二号中「事業所において、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十七条第一項の規定による離職に係る大量の雇用変動の届出がされたため離職した者」とあるのは「船舶所有者の都合により離職する被保険者の数が一月以内の期間に三十人以上となつたことにより離職した者」と、「離職したため離職した者」とあるのは「離職したため離職した者その他これらに準ずる理由として公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が認めるものが生じたことにより離職した者」と、同条第四号中「事業所の移転」とあるのは「船舶に乗船すべき場所の変更」と、第三十六条中「理由は、」とあるのは「理由は、被保険者が乗船する船舶の国籍喪失に伴い離職したこと又は」と、同条第五号イ中「労働基準法第三十六条第三項に規定する限度時間に相当する時間数（当該受給資格者が、育児・介護休業法第十七条第一項の小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて同項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護休業法第十七条第一項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項に規定する制限時間に相当する時間数」とあるのは「船員法第六十四条の二第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九十四号）に規定する時間数に相当する時間数」と、同条第十号中「事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業」とあるのは「船員法第二条第二項に規定する予備船員（以下「予備船員」という。）である期間（休日を除く。）」と、第七十五条第四項中「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長又は管轄公共職業安定所の長」と、第八十二条第一項及び第二項中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、同条第一項中「をいう。」とあるのは「又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。」と、第八十六条中「公共職業安定所、特定地方公共団

改正後	改正前
体」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）、特定地方公共団体」と、第八十六条及び第九十五条第一項中「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第九十五条第一項中「、公共職業安定所」とあるのは「、公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長に」と、第百一条の十六第三号ロ中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。 2　（略） **附　則** （法附則第五条第一項の適用に係る法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等） **第二十二条**　法附則第五条第一項の規定の適用がある場合における第四十八条の五第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」とする。	六条中「公共職業安定所、特定地方公共団体」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）、特定地方公共団体」と、第八十六条及び第九十五条第一項中「公共職業安定所長の」とあるのは「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長の」と、第九十五条第一項中「、公共職業安定所」とあるのは「、公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長に」と、第百一条の十六第三号ロ中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項」とする。 2　（略） **附　則** （法附則第五条第一項の適用に係る法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等） **第二十二条**　法附則第五条第一項の規定の適用がある場合における第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」とする。
（法第三条第一項の適用に係る雇用保険法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等） **第一条**　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「法」という。）第三条第一項の規定の適用がある場合における雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四十八条の五第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、同令第四十八条の五第一項中「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。）第三条第四項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに臨時特例法第三条第四項」と、同令第八十五条の五第一項中「法第二十七条第三項」とあるのは「法第二十七条第三項並びに臨時特例法第三条第四項」とする。	（法第三条第一項の適用に係る雇用保険法第三十三条第五項の厚生労働省令で定める受給期間についての調整等） **第一条**　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「法」という。）第三条第一項の規定の適用がある場合における雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、同令第四十八条の三第一項中「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号。以下「臨時特例法」という。）第三条第四項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに臨時特例法第三条第四項」と、同令第八十五条の五第一項中「法第二十七条第三項」とあるのは「法第二十七条第三項並びに臨時特例法第三条第四項」とする。

様式第二十九号を次のように改める。

様式第二十九号　削除

様式第二十九号の二（第一面）中「第82条の7」を「第82条の5」に改める。

様式第二十九号の二（第二面）中「第82条の7」を「第82条の5」に改める。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和二年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四十三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十六条（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害児養育年金の請求） **第八条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～五　（略） （遺族年金の請求） **第十条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号、第五号及び第六号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～六　（略） （後順位者からの遺族年金の請求） **第十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一・二　（略） （現況の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号イ、第二号イ及び第三号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～三　（略） ３　（略） （遺族一時金の請求） **第十六条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号、第五号及び第六号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。 一～六　（略）	（障害児養育年金の請求） **第八条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （遺族年金の請求） **第十条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～五　（略） （後順位者からの遺族年金の請求） **第十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略） （現況の届出） **第十三条**　（略） ２　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） ３　（略） （遺族一時金の請求） **第十六条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　（略）

第十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～三　（略）

（葬祭料の請求）

第十八条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～四　（略）

（未支給の副作用救済給付の請求）

第十九条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類（第五号に掲げる書類にあっては、未支給の副作用救済給付が障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金又は法第十六条第一項第五号の葬祭料である場合に限る。）については、機構が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～五　（略）

3　（略）

（感染救済給付への準用）

第三十一条　第三条から第二十二条までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十九条第一項	（略）	（略）
第十九条第二項	副作用救済給付	感染救済給付
	第十六条第一項第五号	第二十条第一項第五号
（略）	（略）	（略）

第十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三　（略）

（葬祭料の請求）

第十八条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～四　（略）

（未支給の副作用救済給付の請求）

第十九条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～五　（略）

3　（略）

（感染救済給付への準用）

第三十一条　第三条から第二十二条までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十九条第一項	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年十月三十一日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第三百十四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　低炭素水素等の供給の期間（第四条）
第三章　高圧低炭素水素等ガスの製造に係る承認等
第一節　高圧低炭素水素等ガスの製造に係る承認等（第五条―第九条）
第二節　高圧低炭素水素等ガスの製造の開始等に係る届出（第十条）
第三節　完成検査（第十一条―第十六条）
第四節　自主保安のための措置（第十七条―第二十六条）
第五節　保安検査及び定期自主検査
第一款　保安検査（第二十七条―第三十条）
第二款　定期自主検査（第三十一条・第三十二条）
第六節　帳簿（第三十三条）
第四章　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵に係る承認等
第一節　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵に係る承認等（第三十四条―第三十七条）
第二節　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵の開始等に係る届出（第三十八条）
第三節　完成検査（第三十九条―第四十三条）
第四節　帳簿（第四十四条）
第五章　高圧低炭素水素等ガスの輸入に係る検査等（第四十五条・第四十六条）
第六章　通知等（第四十七条―第四十九条）
第七章　特定水素等供給事業者の要件（第五十条）
第八章　雑則（第五十一条―第五十四条）
附則

第一章　総則

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）及びコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）において使用する用語の例による。

（水素の化合物の範囲）

第二条　法第二条第一項の経済産業省令で定める水素の化合物は、次の各号に掲げるものとする。

一　アンモニア

二　水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した液体

三　水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成したメタン

（低炭素水素等の要件）

第三条　法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、水素については、水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。以下同じ。）が三・四以下であることとする。

2　法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、アンモニアについては、アンモニアの一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量が〇・八七以下であることとする。

3　法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、前条第二号の水素の化合物（以下「合成燃料」という。）については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　合成燃料の熱量一メガジュール当たりの製造、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量から当該合成燃料の原料に用いるために回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量が三十九・九以下であること。

二　当該合成燃料の原料に用いる水素が第一項で定める要件を満たしていること。

三　外国において製造され、かつ、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）の利用に伴って排出される二酸化炭素又は大気中の二酸化炭素を回収し、その回収した二酸化炭素を原料として製造された合成燃料の場合にあっては、当該合成燃料を本邦において利用する事業者が、当該事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量を我が国の法令又はこれに相当するものに基づき報告することにより、排出される二酸化炭素の量の二重の計上の回避を確保し我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められること。

四　外国において製造され、かつ、前号に掲げる以外の合成燃料の場合にあっては、次のいずれにも該当することにより、排出される二酸化炭素の量の二重の計上の回避を確保し我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められること。

イ　外国において二酸化炭素を排出した事業者（以下この号において「外国事業者」という。）と回収された当該二酸化炭素を原料として製造された合成燃料の供給又は利用を本邦において行う事業者（以下この号において「本邦事業者」という。）との間で、外国事業者の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量からその回収された二酸化炭素の量（以下この号において「回収量」という。）の全部又は一部を控除せず、かつ、本邦事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除することについて合意がなされていること。

ロ　外国事業者が、イの合意に基づき当該回収量の全部又は一部を外国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していること。

ハ　本邦事業者が、イの合意に基づき当該本邦事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量を我が国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していること。

4　法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、前条第三号の水素の化合物（以下「合成メタン」という。）については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　合成メタンの熱量一メガジュール当たりの製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量から当該合成メタンの原料に用いるために回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量が四十九・三以下であること。

二　前項第二号から第四号までに該当すること。この場合において、「合成燃料」とあるのは、「合成メタン」と読み替えるものとする。

5　第一項、第二項、第三項第一号及び前項第一号の二酸化炭素の量は、経済産業大臣が定める算定方法により算定するものとする。

6　第一項から第四項までに規定する要件が改正された場合において、当該改正前に法第七条第一項の規定により認定を受けた低炭素水素等供給等事業計画に係る低炭素水素等については、引き続き改正前の要件に該当する限り、法第二条第一項の要件に該当するものとみなす。

第二章　低炭素水素等の供給の期間

第四条　法第七条第五項第五号ロの経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

一　法第十条第一号イの助成金の交付を受ける場合にあっては、当該助成金の交付の対象となる低炭素水素等供給事業が終了した日の翌日から起算して十年

二　法第十条第一号ロの助成金の交付を受ける場合にあっては、当該助成金を使用して整備した供給等施設を取得した日から起算して十年

第三章　高圧低炭素水素等ガスの製造に係る承認等

第一節　高圧低炭素水素等ガスの製造に係る承認等

（承認製造者に係る製造の承認の申請）

第五条　法第十二条第一項の規定により承認を受けようとする者は、様式第一の高圧低炭素水素等ガス製造承認申請書に製造計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該承認製造者のその承認に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧低炭素水素等ガスの製造をしようとする者が新たに承認を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

２　前項の製造計画書には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載し、第七号に掲げる図面を添付しなければならない。

一　製造の目的

二　処理設備の処理能力

三　処理設備の性能

四　高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

五　製造施設を設計又は施工するに当たって保安上特に配慮した事項

六　移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

七　製造のための施設（以下「製造施設」といい、貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

（法第十二条第二項第三号の経済産業省令で定める者）

第六条　法第十二条第二項第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高圧低炭素水素等ガスの製造を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

２　法第十二条第一項の承認を受けた者、法人であってその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該承認を受けた者又は法人であってその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高圧低炭素水素等ガスの製造の適正な実施が著しく困難となったときは、経済産業大臣にその旨を届け出るものとする。この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（特定製造期間における承認製造者に係る承継の届出）

第七条　法第十三条第二項の規定により特定製造期間における承認製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二の承認製造事業承継届書に相続、合併又は当該承認製造者のその承認に係る事業所を承継させた分割があった事実を証する書面（相続の場合であって、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定製造期間における承認製造者に係る変更の工事等の承認の申請）

第八条　法第十四条第一項の規定により承認を受けようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第三の高圧低炭素水素等ガス製造施設等変更承認申請書に変更明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項に規定する変更明細書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。

（特定製造期間における承認製造者に係る軽微な変更の工事の届出）

第九条　法第十四条第二項の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第四の高圧低炭素水素等ガス製造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第二節　高圧低炭素水素等ガスの製造の開始等に係る届出

（高圧低炭素水素等ガスの製造の開始又は廃止の届出）

第十条　法第十五条の規定により製造の開始の届出をしようとする承認製造者は、様式第五の高圧低炭素水素等ガス製造開始届書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第十五条の規定により製造の廃止の届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第六の高圧低炭素水素等ガス製造廃止届書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　完成検査

（完成検査の申請等）

第十一条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設について経済産業大臣が行う完成検査を受けようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第七の製造施設完成検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣は、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

（協会等が行う完成検査の申請等）

第十二条　前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

２　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第九の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条中「経済産業大臣」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

４　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十の指定完成検査機関完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第十三条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所が次号に掲げる事業所以外の事業所　一般高圧ガス保安規則第三十三条（第二号及び第三号を除く。）に規定するもの

二　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所　コンビナート等保安規則第十七条（第二号を除く。）に規定するもの

（協会等の完成検査の報告）

第十四条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第十一の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第十二の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第十五条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所が次号に掲げる事業所以外の事業所　一般高圧ガス保安規則第三十五条第一項に規定する完成検査の方法

二　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所　コンビナート等保安規則第十九条に規定する完成検査の方法

（特定設備検査合格証等の有効期間）

第十六条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条の二の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

第四節　自主保安のための措置

（危害予防規程の届出等）

第十七条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十三の危害予防規程届書に危害予防規程（変更のときは、変更の明細を記載した書面）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては、第十号を除く。）に掲げる事項の細目とする。

一　高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。

二　保安管理体制並びに高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）、高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）、高圧ガス製造保安主任者（以下「保安主任者」という。）及び高圧ガス製造保安企画推進員（以下「保安企画推進員」という。）の行うべき職務の範囲に関すること。

三　製造設備の安全な運転及び操作に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

四　製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

五　製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。

六　製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関すること。

七　大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。

八　協力会社の作業の管理に関すること。

九　従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。

十　製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関すること。

十一　保安に係る記録に関すること。

十二　危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。

十三　前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。

3　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所を除く。次項において同じ。）に係る法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。

二　警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関すること。

三　警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関すること。

四　警戒宣言が発せられた場合における防消火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関すること。

五　警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関すること。

六　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

七　地震防災に係る教育、訓練及び広報に関すること。

4　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に前項に掲げる事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

5　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

6　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、前項各号に掲げる事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

7　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

8　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該指定があった日から六月以内に、前項各号に掲げる事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

9　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一　津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二　津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三　津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四　津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五　充塡容器等（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置及び流出した充塡容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあっては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六　津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

七　津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10　津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所を現に管理している特定製造期間における承認製造者は、当該設定があった日から一年以内に、前項各号に掲げる事項の細目について、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定により、経済産業大臣に提出しなければならない。

（保安統括者の選任等）

第十八条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項（第二号を除く。）の規定により、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者（次条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条において「特定製造期間における承認製造者」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、高圧低炭素水素等ガスのうち圧縮水素を製造する者であって、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所が次号に掲げる事業所以外の事業所　一般高圧ガス保安規則第六十四条第二項（第一号から第四号までを除く。）に規定する者

二　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所　コンビナート等保安規則第二十三条第二項（第一号から第四号までを除く。）に規定する者

（保安技術管理者の選任等）

第十九条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項本文（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経験
一　処理能力が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧低炭素水素等ガスの充塡を行う場合にあっては、二百万立方メートル。以下この表において同じ。）以上のもの	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一　一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験 二　圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験 三　高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、前二号に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者と同等以上の経験
二　処理能力が百万立方メートル未満のもの	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者	一　一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験 二　圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験 三　高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、前二号に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者と同等以上の経験

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第三項ただし書（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　保安統括者に前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合

二　処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁により高圧低炭素水素等ガスを製造し、又は専ら消費（燃焼以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で高圧低炭素水素等ガスを製造する場合

三　移動式製造設備により高圧低炭素水素等ガスを製造する場合

（保安係員の選任等）

第二十条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、高圧低炭素水素等ガスの製造施設とする。ただし、高圧低炭素水素等ガスが二種類以上ある場合にあっては、その種類ごとにいずれかの製造施設区分として扱うものとする。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき、又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに保安係員を選任しなければならない。

3　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上であると認める経験とする。

４　前三項の規定にかかわらず、特定製造期間における承認製造者は、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する場合には、その者をその経験を有する高圧ガスに係るガスの区分（可燃性・毒性ガス（可燃性ガスであって、毒性ガスであるガスをいう。）及び可燃性ガス（毒性ガスであるものを除く。）の別をいう。第二十三条第五項において「ガスの区分」という。）に属する高圧ガスの製造施設に係る保安係員に選任できるものとする。

５　第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の製造施設が設備の配置等からみて一体として管理されるものであり、かつ、同一の計器室において制御され適切な保安管理が行えるとき、又は保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認めたときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。

（保安統括者等の選任等の届出）

第二十一条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十四の高圧ガス保安統括者届書に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

２　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安技術管理者又は保安係員の選任又は解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十五の高圧ガス保安技術管理者等届書に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該写しの添付を省略することができる。

（保安係員等の講習）

第二十二条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第七項（同条第一項第一号に係る部分に限り、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、保安係員又は保安主任者にあってはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあってはその者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第七項に規定する講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。

２　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第七項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に、前項に規定する第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

３　前二項の規定にかかわらず、特定製造期間における承認製造者は、保安係員若しくは保安主任者に選任した日に前二項に規定する期間が経過しているとき、又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から前二項に規定する期間が経過するまでの日の期間が六月未満のときは、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

４　前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（保安主任者の選任等）

第二十三条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造する高圧低炭素水素等ガスの種類にかかわらず、百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧低炭素水素等ガスの充塡を行う場合にあっては、二百万立方メートル）とする。この場合における容積には、保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

２　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分は、製造施設区分によるものとする。

３　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であって、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければならない。

４　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務に熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上であると認める経験とする。

５　前三項の規定にかかわらず、特定製造期間における承認製造者は、乙種化学責任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する場合には、その者をその経験を有する高圧ガスに係るガスの区分に属する製造施設に係る保安主任者に選任することができる。

６　第二項の規定にかかわらず、第二十条第五項の規定は、保安主任者の選任に係る製造施設区分について準用する。

（保安企画推進員の選任等）

第二十四条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　保安技術管理者に選任され、その職務に通算して三年以上従事した者

二　保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して五年以上従事した者

三　保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して七年以上従事した者

四　高圧ガスの製造に係る保安に関する企画又は指導の業務に通算して三年以上従事した者

五　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して七年以上従事した者

六　学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して十年以上従事した者

（保安主任者等の選任等の届出）

第二十五条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の三第三項において準用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第六項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第十六の高圧ガス保安主任者等届書に、保安主任者にあっては交付を受けた製造保安責任者免状の写しを、保安企画推進員にあっては前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

（保安統括者等の代理者の選任等）

第二十六条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により、特定製造期間における承認製造者は、次の各号に掲げる者の代理者を選任するときは、当該各号に定める者のうちから選任しなければならない。

一　保安統括者の代理者　当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者

二　保安技術管理者の代理者　当該保安技術管理者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であって、第十九条第一項の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者

三　保安係員の代理者　当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧低炭素水素等ガスの製造に従事する者であって、第二十条第二項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同条第三項に規定する製造に関する経験を有する者

四　保安主任者の代理者　当該保安主任者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であって、第二十三条第三項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、同条第四項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者

五　保安企画推進員の代理者　第二十四条各号のいずれかに該当する者

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第一項（同法第二十七条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、保安技術管理者の代理者にあっては前項第二号に、保安係員の代理者にあっては前項第三号に、保安主任者の代理者にあっては前項第四号に掲げるものとする。

3　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十三条第三項において準用する法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十七条の二第五項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により届出をしようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第十七の高圧ガス保安統括者代理者届書に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあっては、当該書面の添付を省略することができる。

第五節　保安検査及び定期自主検査

第一款　保安検査

（特定施設の範囲等）

第二十七条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める製造施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設をいう。）にあっては、経済産業大臣が定める期間（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める期間をいう。）に一回受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受けなければならない。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の経済産業大臣が行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の経済産業大臣が定める施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十四条第二項の経済産業大臣が定める施設をいう。）にあっては、経済産業大臣が定める期間（高圧ガス保安規則第七十九条第一項の経済産業大臣が定める製造施設をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十四条第一項の経済産業大臣が定める製造施設をいう。）以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

3　前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であって、様式第十八の高圧低炭素水素等ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない施設にあっては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあっては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（第五項において「休止施設」という。）にあっては、当該施設を再び使用しようとするときまで受けないものとする。

一　使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

二　使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあっては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内に受けた場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなす。

5　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする特定製造期間における承認製造者は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受けたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあっては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあっては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十九の保安検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

6　経済産業大臣は、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十の保安検査証を交付するものとする。

（協会等が保安検査を行う特定施設の指定等）

第二十八条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、特定施設とする。

2　前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、協会が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「協会に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を届け出ようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第二十一の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項中「経済産業大臣に提出」とあるのは「指定保安検査機関に提出」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を届け出ようとする特定製造期間における承認製造者は、様式第二十二の指定保安検査機関保安検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（協会等の保安検査の報告）

第二十九条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第三項の規定により報告をしようとする協会は、様式第二十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第三項の規定により報告をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十四の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（保安検査の方法）

第三十条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

2　前項の保安検査の方法は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所が次号に掲げる事業所以外の事業所　一般高圧ガス保安規則第八十二条第二項（第一号から第三号までを除く。）に規定する保安検査の方法

二　高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所　コンビナート等保安規則第三十七条第二項（第一号から第三号までを除く。）に規定する保安検査の方法

第二款　定期自主検査

（定期自主検査を行う製造施設等）

第三十一条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。

2　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備（経済産業大臣が定めるもの（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第八十三条第二項の経済産業大臣が定めるものをいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十八条第二項の経済産業大臣が定めるものをいう。）を除く。以下この条において同じ。）とする。

3　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定により、同条の自主検査は、ガス設備が高圧ガス保安法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める設備をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める設備をいう。）にあっては、経済産業大臣が定める期間（高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所以外の事業所である場合にあっては一般高圧ガス保安規則第八十三条第三項の経済産業大臣が定める期間をいい、高圧低炭素水素等ガスの製造を行う事業所がコンビナート等保安規則第二条第一項第二十二号に規定する特定製造事業所に該当する事業所である場合にあってはコンビナート等保安規則第三十八条第三項の経済産業大臣が定める期間をいう。）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定により、特定製造期間における承認製造者（高圧低炭素水素等ガスのうち圧縮水素を製造する者であって、第十八条第二項各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める者を除く。）は、法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の自主検査を行うときは、その選任した保安係員に当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。

5　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二の規定により、特定製造期間における承認製造者は、同条の検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　検査をしたガス設備

二　検査をしたガス設備ごとの検査の方法及び結果

三　検査年月日

四　検査の実施について監督を行った保安係員の氏名

（電磁的方法による保存）

第三十二条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第六節　帳簿

（帳簿）

第三十三条　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定製造期間における承認製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一号及び第二号に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表第三号に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧低炭素水素等ガスを容器に充塡した場合（高圧低炭素水素等ガスのうち圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充塡した場合を除く。）	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧低炭素水素等ガスの種類及び充塡圧力（液化ガスについては、充塡質量）並びに充塡年月日
二　高圧低炭素水素等ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧低炭素水素等ガスの種類及び充塡圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
三　製造施設に異常があった場合	異常があった年月日及びこれに対してとった措置

第四章　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵に係る承認等

第一節　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵に係る承認等

（承認貯蔵所の設置の承認の申請）

第三十四条　法第十七条第一項の規定により承認を受けようとする者は、様式第二十五の貯蔵所設置承認申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　貯蔵の目的

二　高圧ガス保安法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
三　移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
四　貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る承継の届出）

第三十五条　法第十八条第二項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所について、その設置の承認を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十六の承認貯蔵所承継届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る変更の工事の承認の申請）

第三十六条　法第十九条第一項の規定により承認を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十七の承認貯蔵所位置等変更承認申請書に変更明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項に規定する変更明細書には、第三十四条各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。

（特定貯蔵期間における承認貯蔵所に係る軽微な変更の工事の届出）

第三十七条　法第十九条第二項の規定により届出をしようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十八の承認貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

第二節　高圧低炭素水素等ガスの貯蔵の開始等に係る届出

（高圧低炭素水素等ガスの貯蔵の開始又は廃止の届出）

第三十八条　法第二十条の規定により貯蔵の開始を届け出ようとする承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十九の高圧低炭素水素等ガス貯蔵開始届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十条の規定により貯蔵の廃止を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十の承認貯蔵所廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三節　完成検査

（完成検査の申請等）

第三十九条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、承認貯蔵所について経済産業大臣が行う完成検査を受けようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十一の承認貯蔵所完成検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、承認貯蔵所が高圧ガス保安法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第三十二の承認貯蔵所完成検査証を交付するものとする。

（協会等が行う完成検査の申請等）

第四十条　前条の規定は、協会が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、協会が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十三の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、「経済産業大臣」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を届け出ようとする特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第三十四の指定完成検査機関完成検査受検届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第四十一条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、一般高圧ガス保安規則第三十三条（第一号及び第二号を除く。）に規定するものとする。

（協会等の完成検査の報告）

第四十二条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第三十五の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第三十六の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第四十三条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法は、一般高圧ガス保安規則第三十五条第二項に規定する完成検査の方法とする。

第四節　帳簿

（帳簿）

第四十四条　法第二十一条において準用する高圧ガス保安法第六十条第一項の規定により、特定貯蔵期間における承認貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一号に掲げる場合にあっては記載の日から二年間、同表第二号に掲げる場合にあっては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧低炭素水素等ガスを容器により授受した場合	充塡容器の記号及び番号、充塡容器ごとの高圧低炭素水素等ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充塡質量）、授受先並びに授受年月日
二　承認貯蔵所に異常があった場合	異常があった年月日及びそれに対してとった措置

第五章　高圧低炭素水素等ガスの輸入に係る検査等

（輸入検査の申請等）

第四十五条　法第二十二条第一項の規定により特定輸入期間における輸入検査を受けようとする認定供給等事業者は、様式第三十七の輸入検査申請書に様式第三十八の輸入高圧低炭素水素等ガス明細書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の輸入高圧低炭素水素等ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　高圧低炭素水素等ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地
二　容器の種類並びに製造所の名称及び所在地

3　経済産業大臣は、輸入をした高圧低炭素水素等ガス及びその容器が高圧ガス保安法第二十二条第一項に規定する輸入検査技術基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の輸入検査認定証を交付するものとする。

（輸入検査の方法）

第四十六条　法第二十二条第二項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、次の表の上欄に掲げる検査項目に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査項目	輸入検査の方法
一　一般高圧ガス保安規則第四十五条の三に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験	輸入をした高圧低炭素水素等ガスの圧力、成分等を、分析、記録等により検査する。
二　一般高圧ガス保安規則第四十五条の三に規定する容器に関する安全度試験	輸入をした高圧低炭素水素等ガスの容器の安全度を、高圧ガス保安法第四十四条第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。

第六章　通知等

（関係都道府県知事への通知）

第四十七条　経済産業大臣は、法第二十四条第一項各号に掲げる場合には、その承認、認定等の処分を受け、又は届出をした承認製造者の名称及びその事業所の名称及び所在地、承認貯蔵所の所有者若しくは占有者の名称及び当該承認貯蔵所の名称及び所在地若しくは認定供給等事業者の名称並びにその処分をし、又は届出を受理した年月日のほか、次条に規定する事項その他参考となる事項について、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地（移動式製造設備を使用する承認製造者にあっては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）又は輸入する高圧低炭素水素等ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所、承認貯蔵所又は陸揚地に係る事務が脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（令和六年政令第三百十四号）第二項に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所若しくは承認貯蔵所の所在地又は陸揚地を管轄する指定都市の長）に文書をもって通知するものとする。

（法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項）

第四十八条　法第二十四条第一項に規定する経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　法第二十四条第一項第一号に掲げる場合　承認の申請に係る書類の写し及び法第三十六条の規定により当該承認に条件を付した場合にはその条件

二　法第二十四条第一項第二号に掲げる場合　届出に係る書類の写し

三　法第二十四条第一項第三号に掲げる場合　命令又は勧告の内容及びその理由

四　法第二十四条第一項第四号に掲げる場合　次のイ、ロ又はハに掲げる検査の種類に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める書類

イ　完成検査　製造施設完成検査証又は承認貯蔵所完成検査証（協会が行った完成検査にあっては高圧ガス保安協会完成検査受検届書及び完成検査結果報告書（完成検査の記録を含む。）、指定完成検査機関が行った完成検査にあっては指定完成検査機関完成検査受検届書及び完成検査結果報告書（完成検査の記録を含む。）の写し

ロ　保安検査　保安検査証（協会が行った保安検査にあっては高圧ガス保安協会保安検査受検届書及び保安検査結果報告書（保安検査の記録を含む。）、指定保安検査機関が行った保安検査にあっては指定保安検査機関保安検査受検届書及び保安検査結果報告書（保安検査の記録を含む。）の写し

ハ　輸入検査　輸入検査証及び輸入高圧低炭素水素等ガス明細書の写し

五　法第二十四条第一項第五号に掲げる場合　承認を取り消した理由

（都道府県公安委員会等への通報）

第四十九条　法第二十四条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる通知を受けたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に係る者に通報しなければならない。

都道府県知事	法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の承認、法第十五条若しくは第二十条の規定による届出又は法第二十三条の規定による承認の取消し	当該都道府県知事が所轄する都道府県公安委員会
指定都市の長	法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の承認、法第十五条若しくは第二十条の規定による届出又は法第二十三条の規定による承認の取消し	当該指定都市の区域を管轄する都道府県公安委員会

第七章　特定水素等供給事業者の要件

第五十条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令第一項の経済産業省令で定める要件は、当該年度の前年度において供給を行ったアンモニアの量が十万トン以上であることとする。

第八章　雑則

（意見の聴取の手続）

第五十一条　法第二十九条において準用する高圧ガス保安法第七十八条の規定に基づく意見の聴取の手続については、高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成十八年経済産業省令第三十号）の定めるところによるものとする。

（収去証）

第五十二条　法第三十八条第一項の規定により、経済産業大臣がその職員により高圧低炭素水素等ガスを収去するときは、被収去者に様式第四十の収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証明書）

第五十三条　法第三十八条第三項（経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認め、同条第一項の規定による立入検査を行う場合に限る。）の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証明書は、様式第四十一によるものとする。ただし、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証明書にあっては、経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年経済産業省令第七十七号）別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、その規定を記載した場合は、当該証明書を様式第四十一の証明書とみなす。

2　法第三十八条第三項の証明書（同条第二項による立入検査を行う場合に限る。）の様式は、様式第四十二のとおりとする。

（条例等に係る適用除外）

第五十四条　前条第一項（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附　則

（施行期日）

この省令は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

様式第一（第５条関係）

<table>
<tr><td rowspan="4">高圧低炭素水素等ガス製造承認申請書</td><td rowspan="4">一般・特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×審査結果</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>×承認番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所（本社）所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造する高圧低炭素水素等ガスの種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">欠格事由に関する事項</td><td colspan="2">１　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第23条第２項の規定により承認を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　心身の故障により高圧低炭素水素等ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの</td><td></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第二（第７条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">承認製造事業承継届書</td><td rowspan="2">一般・特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">承継された承認製造者の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継された事業所所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">承継後の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所（本社）所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第三（第８条関係）

高圧低炭素水素等ガス製造施設等変更承認申請書	一般・特定	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。
４　二以上の変更の承認申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第四（第９条関係）

高圧低炭素水素等ガス製造施設軽微変更届書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第五（第10条関係）

高圧低炭素水素等ガス製造開始届書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造開始年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第六（第10条関係）

高圧低炭素水素等ガス製造廃止届書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造廃止年月日			
製造廃止の理由			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第七（第11条関係）

製造施設完成検査申請書	一般・特定	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
承認年月日及び承認番号			
完成年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。

様式第八（第11条、第12条関係）

製造施設完成検査証		一般・特定
事業所の名称		
事業所所在地		
承認年月日及び承認番号		
検査年月日 検査職員又は検査員氏名		
検査番号	年　月　日 〔高圧ガス保安協会／指定完成検査機関名〕　第　号	
備考		

〔経済産業大臣／高圧ガス保安協会／指定完成検査機関名〕　印

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
4　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第九（第12条関係）

高圧ガス保安協会 完成検査受検届書	一般 ・ 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
検査を受けた製造施設			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号			年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号
検査を受けた年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第十（第12条関係）

指定完成検査機関 完成検査受検届書	一般 ・ 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
検査を受けた製造施設			
承認年月日及び承認番号			
完成検査検査証の検査番号			年　月　日 指定完成検査機関名　第　号
検査を受けた年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第十一（第14条関係）

完成検査結果報告書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした製造施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号	年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号		
検査年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

高圧ガス保安協会

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
　　３　×印の項は記載しないこと。

様式第十二（第14条関係）

完成検査結果報告書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした製造施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号	年　月　日 指定完成検査機関名　第　号		
検査年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

指定完成検査機関名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
　　３　×印の項は記載しないこと。

様式第十三（第17条関係）

危害予防規程届書	一般・特定	（制定）（変更）	×整理番号 ×受理年月日	 年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）				
事務所（本社）所在地				
事業所所在地				

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第十四（第21条関係）

高圧ガス保安統括者届書		一般・特定	（選任）（解任）	×整理番号 ×受理年月日	 年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）					
事務所（本社）所在地					
事業所所在地					
保安統括者の区分					
製造施設の区分					
選任	製造保安責任者免状の種類				
	保安統括者の氏名				
解任	製造保安責任者免状の種類				
	保安統括者の氏名				
選任 解任	年　月　日				
解任の理由					

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。

様式第十五（第21条関係）

高圧ガス保安技術管理者等届書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況	別紙のとおり		

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。
４　保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第十六（第25条関係）

高圧ガス保安主任者等届書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況	別紙のとおり		

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
３　×印の項は記載しないこと。
４　保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第十七（第26条関係）

高圧ガス保安統括者代理者届書		一般・特定	（選任） （解任）	×整理番号 ×受理年月日	 年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）					
事務所（本社）所在地					
事業所所在地					
保安統括者代理者の区分					
製造施設の区分					
選任	製造保安責任者免状の種類				
	代理者の氏名				
解任	製造保安責任者免状の種類				
	代理者の氏名				
選任 解任	年　月　日				
解任の理由					

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと

様式第十八（第27条関係）

高圧低炭素水素等ガス製造施設休止届書	一般・特定	×整理番号 ×受理年月日	 年　月　日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
使用を休止した特定施設			
休止期間			
休止理由			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。

様式第十九（第27条関係）

保安検査申請書	一般・特定	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造施設完成検査の年月日			
前回の保安検査の年月日			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。
4　前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査の年月日の欄に、（　）を設け、休止期間を記載すること。
5　前回の保安検査の年月日の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
6　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　第27条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨
(2)　その他必要な事項

様式第二十（第27条関係）

保安検査証		一般・特定
名称（事業所の名称を含む。）		
検査した特定施設及びその所在地		
保安検査の年月日 検査職員又は検査員氏名		
検査番号	年　月　日 〔高圧ガス保安協会 指定保安検査機関名〕　第　号	
備考		

〔経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定保安検査機関名〕　印

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　保安検査の年月日、検査職員又は検査員番号の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。
4　検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
5　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第二十一（第28条関係）

高圧ガス保安協会 保安検査受検届書	一般 ・ 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号		
保安検査の年月日			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。
4　保安検査の年月日の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　第27条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨
(2)　その他必要な事項

様式第二十二（第28条関係）

指定保安検査機関 保安検査受検届書	一般 ・ 特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年　月　日 指定保安検査機関名　第　号		
保安検査の年月日			
備考			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。
4　保安検査の年月日の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　第27条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨
(2)　その他必要な事項

様式第二十三（第29条関係）

保安検査結果報告書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
保安検査証の検査番号		年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号	
保安検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

高圧ガス保安協会

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。
4　保安検査の年月日、検査員氏名の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　第27条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
(2)　その他必要な事項

様式第二十四（第29条関係）

保安検査結果報告書	一般・特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称（事業所の名称を含む。）			
検査の結果			
保安検査証の検査番号		年　月　日 指定保安検査機関名　第　号	
保安検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

指定保安検査機関名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　適用する高圧ガス保安法第８条第１号の経済産業省令が一般高圧ガス保安規則の場合は「一般」、コンビナート等保安規則の場合は「特定」を選択すること。
3　×印の項は記載しないこと。
4　保安検査の年月日、検査員氏名の欄には、第27条第４項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
5　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
(1)　第27条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
(2)　その他必要な事項

様式第二十五（第34条関係）

貯蔵所設置承認申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
貯蔵する高圧低炭素水素等ガスの種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第二十六（第35条関係）

承認貯蔵所承継届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称			
承継された貯蔵所所在地			
承継後の名称			
事務所（本社）所在地			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第二十七（第36条関係）

承認貯蔵所位置等変更承認申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。
　　３　二以上の変更の承認申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第二十八（第37条関係）

承認貯蔵所軽微変更届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第二十九（第38条関係）

高圧低炭素水素等ガス貯蔵開始届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
貯蔵開始年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十（第38条関係）

承認貯蔵所廃止届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
貯蔵所廃止年月日			
貯蔵所廃止の理由			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十一（第39条関係）

承認貯蔵所完成検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年　月　日
		×承認番号	
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
承認年月日及び承認番号			
完成年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十二（第39条関係）

承認貯蔵所完成検査証		一般
貯蔵所の所有者又は占有者の名称		
貯蔵所所在地		
承認年月日及び承認番号		
検査年月日 検査職員又は検査員氏名		
検査番号	年　月　日 〔高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名〕　第　号	
備考		

〔経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定完成検査機関名〕　印

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とすること。
　　２　検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
　　３　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第三十三（第40条関係）

高圧ガス保安協会 完成検査受検届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
検査を受けた貯蔵設備			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号		年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号	
検査を受けた年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十四（第40条関係）

指定完成検査機関 完成検査受検届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
貯蔵所所在地			
検査を受けた貯蔵設備			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号		年　月　日 指定完成検査機関名　第　号	
検査を受けた年月日			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十五（第42条関係）

完成検査結果報告書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした貯蔵設備及びその所在地			
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
検査の結果			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号			年　月　日 高圧ガス保安協会　第　号
検査年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

高圧ガス保安協会

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十六（第42条関係）

完成検査結果報告書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
検査をした貯蔵設備及びその所在地			
名称（貯蔵所の名称を含む。）			
検査の結果			
承認年月日及び承認番号			
完成検査証の検査番号			年　月　日 指定完成検査機関名　第　号
検査年月日 検査員氏名			
備考			

年　月　日

指定完成検査機関名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第三十七（第45条関係）

輸入検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年　月　日
名称			
事務所（本社）所在地			
高圧低炭素水素等ガスの種類及び数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

年　月　日

代表者　氏名

殿

×検査職員確認印

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第三十八（第45条関係）

輸入高圧低炭素水素等ガス明細書		
製品名		
使用目的		
高圧低炭素水素等ガスの圧力		
高圧低炭素水素等ガスの成分		
高圧低炭素水素等ガスの数量		
充填事業所	名称	
	所在地	
容器の種類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充填圧力	
	内容積（又は内容量）	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	
	部署・氏名	
代行手続者	名称	
	部署・氏名	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　高圧低炭素水素等ガスの圧力、高圧低炭素水素等ガスの成分、高圧低炭素水素等ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

様式第三十九（第45条関係）

輸入検査認定証	一般
高圧低炭素水素等ガスの種類及び数量	
輸入時の所有者名	
検査年月日 検査職員又は検査員氏名	
備考	

経済産業大臣　　印

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とすること。

様式第四十（第52条関係）

番　号

収去証

事務所（本社）事業所等の所在地

氏名又は名称
収去場所
品名及び数量

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条第１項の規定により収去する。

年　月　日

職　氏　名　印

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とする。

様式第四十一（第53条第１項関係）

（表面）

第　　号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条第１項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書

写

真

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための
低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律抜粋

第38条　経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、承認製造者についてその特定製造期間において、承認貯蔵者若しくは承認貯蔵所の所有者若しくは占有者についてその承認貯蔵所に係る特定貯蔵期間において、又は第22条第１項の認定を受けた者についてその特定輸入期間において、これらの者の事務所、営業所、工場、事業場又は高圧低炭素水素等ガス若しくは容器の保管場所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の容積に限り高圧低炭素水素等ガスを収去させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第40条　準用高圧ガス保安法第39条（略）又は第24条、第37条第２項若しくは第38条第１項の規定により都道府県知事は処理することとされている事務（（略））は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第50条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

六　第38条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

２　発行者は、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長とする。

様式第四十二（第53条第２項関係）

（表面）

第　　号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第38条第２項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書

写

真

職　名

氏　名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者　　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための
低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律抜粋

第38条　（略）

２　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定水素等供給事業者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

二　第38条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

○経済産業省令第七十号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の四　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。	**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一～二十五　（略）	一～二十五　（略）
二十六　機構法第十一条第一項第二十六号に規定する業務に関する事項	（新設）
二十七～三十四　（略）	二十六～三十三　（略）

附　則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

○経済産業省令第七十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、高圧ガス保安協会規則等の一部を改正する省令を定める。

令和六年十月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

高圧ガス保安協会規則等の一部を改正する省令

（高圧ガス保安協会規則の一部改正）

第一条　高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書で定めるべき事項）	（業務方法書で定めるべき事項）
第一条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五十九条の二十九第二項の経済産業省令で定める業務方法書で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。	**第一条**　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五十九条の二十九第二項の経済産業省令で定める業務方法書で定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）（これらの規定を脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「水素等供給等促進法」という。）第十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習の方法	二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習の方法
三　法第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する保安検査、法第四十四条第一項に規定する容器検査、法第四十九条第一項に規定する容器再検査、法第四十九条の二第一項に規定する附属品検査、法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査、法第四十九条の二十三第一項に規定する試験、法第五十六条の三第一項から第三項までに規定する特定設備検査又は液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（液化石油ガス法第三十七条の二十九第四項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査若しくは液	三　法第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号に規定する完成検査、法第二十二条第一項第一号に規定する輸入検査、法第三十五条第一項第一号に規定する保安検査、法第四十四条第一項に規定する容器検査、法第四十九条第一項に規定する容器再検査、法第四十九条の二第一項に規定する附属品検査、法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査、法第四十九条の二十三第一項に規定する試験、法第五十六条の三第一項までに規定する特定設備検査、液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（同法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査、法第二十二条第一項第一号に規定する輸入検査又は同法第三十七条の六第一項ただし書に規定する保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高圧ガスの保安に関し行う検査の方法

化石油ガス法第三十七条の六第一項ただし書に規定する保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高圧ガスの保安に関し行う検査の方法	
四～八　（略）	四～八　（略）
九　法第二十九条の二第一項に規定する免状交付事務若しくは法第三十一条の二第一項に規定する試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項に規定する液化石油ガス設備士に関する免状交付事務若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項に規定する試験事務を行う方法	九　法第二十九条の二第一項に規定する免状交付事務若しくは法第三十一条の二第一項に規定する試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項に規定する液化石油ガス設備士に関する免状交付事務若しくは同法第三十八条の六第一項に規定する試験事務を行う方法
十～十二　（略）	十～十二　（略）
（検査員の条件）	（検査員の条件）
第二条　法第五十九条の三十第二項（水素等供給等促進法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。	**第二条**　法第五十九条の三十第二項の経済産業省令で定める条件は、次の各号に定めるところによる。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
（身分を示す証明書）	（身分を示す証明書）
第四条　法第五十九条の三十五第二項の身分を示す証明書は、様式第一によるものとする。	**第四条**　法第五十九条の三十五第二項の身分を示す証明書の様式は次の別表とする。
2　水素等供給等促進法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条の三十五第一項の規定による同条第二項の身分を示す証明書は、様式第二によるものとする。	（新設）

別表を削り、附則の次に次の二様式を加える。

様式第一（第４条第１項関係）

（表面）

第　　号

高圧ガス保安法第59条の35の規定による立入検査証

写真	職名 氏名 年　月　日生 年　月　日交付 発行者　印 （押出スタンプ割印）

（裏面）

高圧ガス保安法抜粋

第59条の35　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第83条の３　第59条の35第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

様式第二（第４条第２項関係）

（表面）

第　　号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第27条の規定による立入検査証

写

真

（押出スタンプ割印）

職　名

氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　　印

（裏面）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素等供給等促進法）抜粋

第27条　高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法第59条の28第１項及び第３項に規定する業務のほか、準用高圧ガス保安法第20条第１項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び第16条第１項において準用する高圧ガス保安法第35条第１項ただし書の保安検査並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

２　前項の規定により高圧ガス保安協会が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる高圧ガス保安法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第59条の34第２項及び第59条の35第１項	この法律	この法律又は水素等供給等促進法

高圧ガス保安法抜粋

第59条の35　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第83条の３　第59条の35第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業計画） **第八条**　法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 一　（略） 二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）（これらの規定を脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。次号において「水素等供給等促進法」という。）第十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項 三　法第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号（これらの規定を水素等供給等促進法第十六条第一項又は第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する完成検査、法第二十二条第一項第一号に規定する輸入検査、法第三十五条第一項第一号（水素等供給等促進法第十	（事業計画） **第八条**　法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。 一　（略） 二　法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項 三　法第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号に規定する完成検査、法第二十二条第一項第一号に規定する輸入検査、法第三十五条第一項第一号に規定する保安検査、法第四十四条第一項に規定する容器検査、法第四十九条第一項に規定する容器再検査、法第四十九条の二

六条において準用する場合を含む。）に規定する保安検査、法第四十四条第一項に規定する容器検査、法第四十九条第一項に規定する容器再検査、法第四十九条の二第一項に規定する附属品検査、法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査、法第四十九条の二十三第一項に規定する試験、法第五十六条の三第一項から第三項までに規定する特定設備検査、液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（液化石油ガス法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査又は液化石油ガス法第三十七条の六第一項ただし書に規定する保安検査その他の検査に関する事項

四～八　（略）

九　法第二十九条の二第一項に規定する免状交付事務若しくは法第三十一条の二第一項に規定する試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項に規定する液化石油ガス設備士に関する免状交付事務若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項に規定する試験事務に関する事項

十・十一　（略）

2　（略）

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第三条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定完成検査機関に係る変更の届出） **第二十条**　法第五十八条の二十二（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号。以下「水素等供給等促進法」という。）第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第十二の指定完成検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（指定完成検査機関に係る変更の届出） **第二十条**　法第五十八条の二十二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第十二の指定完成検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第一項に規定する附属品検査、法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査、法第四十九条の二十三第一項に規定する試験、法第五十六条の三第一項から第三項までに規定する特定設備検査、液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（同法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査、法第二十二条第一項第一号に規定する輸入検査又は同法第三十七条の六第一項ただし書に規定する保安検査その他の検査に関する事項

四～八　（略）

九　法第二十九条の二第一項に規定する免状交付事務若しくは法第三十一条の二第一項に規定する試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項に規定する液化石油ガス設備士に関する免状交付事務若しくは同法第三十八条の六第一項に規定する試験事務に関する事項

十・十一　（略）

2　（略）

改正後	改正前
（指定完成検査機関に係る変更の届出） **第二十一条**　法第五十八条の二十二の二（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第十二の指定完成検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （指定完成検査機関に係る業務規程の認可の申請等） **第二十一条**　法第五十八条の二十三第一項（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第十三の指定完成検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） （指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出） **第二十二条**　法第五十八条の二十四（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、完成検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定完成検査機関は、様式第十五の指定完成検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （指定保安検査機関に係る変更の届出） **第二十三条**　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二（水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定保安検査機関は、様式第十六の指定保安検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。	（指定完成検査機関に係る変更の届出） **第二十一条**　法第五十八条の二十二の二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定完成検査機関は、様式第十二の指定完成検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （指定完成検査機関に係る業務規程の認可の申請等） **第二十一条**　法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定完成検査機関は、様式第十三の指定完成検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 2　（略） （指定完成検査機関に係る業務の休廃止の届出） **第二十三条**　法第五十八条の二十四の規定により、完成検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定完成検査機関は、様式第十五の指定完成検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （指定保安検査機関に係る変更の届出） **第二十一条**　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二の規定により、事業所の所在地の変更の届出をしようとする指定保安検査機関は、様式第十七の指定保安検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

は、様式第十七の指定保安検査機関変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定保安検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第三十二条　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項（水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第十八の指定保安検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第三十四条　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十四（水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、保安検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十の指定保安検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第六十七条　（略）

2　法第六十条第二項（水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、指定完成検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、完成検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一～六　（略）

（指定保安検査機関に係る業務規程の認可の申請等）

第三十二条　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十三第一項の規定により、業務規程の認可を受けようとする指定保安検査機関は、様式第十八の指定保安検査機関業務規程認可申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　（略）

（指定保安検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第三十四条　法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十四の規定により、保安検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする指定保安検査機関は、様式第二十の指定保安検査機関業務休廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第六十七条　（略）

2　法第六十条第二項の規定により、指定完成検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、完成検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一～六　（略）

3　（略）

4　法第六十条第二項（水素等供給等促進法第二十六条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、指定保安検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保安検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一～六　（略）

5～8　（略）

（電磁的方法による保存）

第六十八条　前条各項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十条第二項（水素等供給等促進法第二十六条第二項又は第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　（略）

3　（略）

4　法第六十条第二項の規定により、指定保安検査機関は、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保安検査を実施した日から六年間、保存しなければならない。

一～六　（略）

5～8　（略）

（電磁的方法による保存）

第六十八条　前条各項に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第六十条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　（略）

附　則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

○経済産業省・国土交通省令第三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく低炭素水素等供給等事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

経済産業大臣　武藤　容治

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

一～六　（略）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく低炭素水素等供給等事業計画の認定等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（低炭素水素等供給等事業計画の認定の申請）

第二条　法第七条第一項の規定により低炭素水素等供給等事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該低炭素水素等供給等事業計画に法第七条第三項各号に掲げる事項を含める場合にあっては、次に掲げる書類

イ　法第七条第三項に規定する者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

ロ　当該者の直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

四　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第六十九号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類

ロ　同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類

五　供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面

六　供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一以上の地形図

七　導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。第六項第二号において同じ。）の選定根拠を記載した書類

3　第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の四第一項各号に掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設をいう。次項の表において同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第三条の四第一項第四号に掲げる書類に限る。第四条第三項において同じ。）を添付しなければならない。

4　第一項の場合において、法第十一条第二項の規定の適用を受けようとするときは、次の表の上欄に掲げる規定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項を第一項の申請書に記載し、かつ、第二項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

規定の区分	事項	書類
港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出に係る部分	港湾法施行規則第五条第一項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第二号から第四号まで及び同条第三項各号。以下この表及び第四条第四項の表において同じ。）に掲げる書類	港湾法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの
	港湾法施行規則第五条第一項の臨港地区内行為届出書に記載すべき事項	港湾法施行規則第八条第一項の臨港地区内行為変更届出書に記載すべき事項
港湾法第三十八条の二第四項の規定による届出に係る部分		

5　主務大臣は、第一項の申請書及び前三項の書類のほか、低炭素水素等供給等事業計画が法第七条第五項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

6　法第七条第二項第六号及び同条第三項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　供給等施設の規模及び場所に関する事項

二　導管を設置する場合にあっては、その延長及び内径並びに導管内の常用圧力

（低炭素水素等供給等事業計画の認定）

第三条　主務大臣は、法第七条第一項の規定により低炭素水素等供給等事業計画の提出を受けた場合において、同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該低炭素水素等供給等事業計画の認定をするときは、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　低炭素水素等供給等事業計画認定番号

三　認定供給等事業者の名称

四　認定供給等事業計画の概要

4　主務大臣は、法第七条第二項第五号に掲げる事項が記載された低炭素水素等供給等事業計画について第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、前項各号に掲げる事項を、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（次条第九項及び第七条第三項において「機構」という。）に通知するものとする。

（認定供給等事業計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条　法第八条第一項本文の規定により認定供給等事業計画の変更の認定を受けようとする者（第六項及び第七項において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に主務大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該認定供給等事業計画に従って行われる低炭素水素等供給等事業の実施状況を記載した書類

二　第二条第二項各号に掲げる書類（この場合において、同項第一号及び第二号中「申請者」とあるのは、「変更申請者」と読み替えるものとする。）

３　第一項の場合において、法第十一条第一項の規定の適用を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、港湾法施行規則第三条の四第一項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

４　第一項の場合において、法第十一条第二項の規定の適用を受けようとするときは、次の表の上欄に掲げる規定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項を第一項の申請書に記載し、かつ、第二項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

規定の区分	事項	書類
港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出に係る部分	港湾法施行規則第五条第一項の臨港地区内行為届出書に記載すべき事項	港湾法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類
港湾法第三十八条の二第四項の規定による届出に係る部分	港湾法施行規則第八条第一項の臨港地区内行為変更届出書に記載すべき事項	港湾法施行規則第五条第二項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

５　主務大臣は、第一項の申請書及び前三項の書類（第二項ただし書の規定により添付を省略することができるものを除く。）のほか、変更後の認定供給等事業計画が法第八条第七項において準用する法第七条第五項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

６　主務大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、法第八条第七項において準用する法第七条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定供給等事業計画の変更の認定をするときは、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

７　主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

８　主務大臣は、第六項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の日付

二　変更後の低炭素水素等供給等事業計画認定番号

三　認定供給等事業者の名称

四　変更後の認定供給等事業計画の概要

９　主務大臣は、法第七条第二項第五号に掲げる事項が記載された低炭素水素等供給等事業計画について第六項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

（認定供給等事業計画の軽微な変更）

第五条　法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　認定供給等事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二　前号に掲げるもののほか、認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

２　前項に規定する認定供給等事業計画の軽微な変更を行った認定供給等事業者は、法第八条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十一によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

（認定供給等事業計画の変更の指示）

第六条　主務大臣は、法第八条第四項の規定により認定供給等事業計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該変更の指示を受ける認定供給等事業者に交付するものとする。

（認定供給等事業計画の認定の取消し）

第七条　主務大臣は、法第八条第三項又は第四項の規定により認定供給等事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十三による通知書を当該認定が取り消される認定供給等事業者に交付するものとする。

２　主務大臣は、認定供給等事業計画の認定を取り消したときは、様式第十四により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の取消しの日付

二　低炭素水素等供給等事業計画認定番号

三　認定を取り消された事業者の名称

３　主務大臣は、第三条第四項の規定による通知に係る認定供給等事業計画の認定を取り消したときは、様式第十五により、当該認定の取消しについて、前項各号に掲げる事項を、機構に通知するものとする。

（地位の承継の申請及び承認）

第八条　法第九条の規定により認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、様式第十六による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請の原因となる事実を証する書類

二　第二条第二項第一号及び第二号に掲げる書類（この場合において、同項第一号及び第二号中「申請者」とあるのは、「認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位の承継の承認を受けようとする者」と読み替えるものとする。）

（実施状況の報告）

第九条　認定供給等事業者は、認定供給等事業計画の各事業年度における実施状況を、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十七により主務大臣に報告しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和六年十月二十三日）から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので、申請します。

記

１　名称等

（１）申請者の名称等

申請者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（申請者が法人又は法人でない団体の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額　＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（申請者が法人の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

＿＿＿＿＿＿＿＿

計画における役割（低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者）

＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）法第７条第３項に規定する者の名称等（当該者がいる場合に記載）

氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（法人又は法人でない団体の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額　＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（法人の場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）

＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）申請者又は法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、代表申請者を明確にした上で、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（注）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）による助成金の交付（法第10条第１号イ関係（価格差に着目した支援）、法第10条第１号ロ関係（拠点整備支援））を希望する場合にあっては、低炭素水素等供給事業者及び低炭素水素等利用事業者をそれぞれ一者以上記載すること。

２　低炭素水素等供給等事業計画の概要

（１）低炭素水素等供給等事業計画の概要

（注）計画全体の概要及び事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（２）低炭素水素等の種類

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
①　水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量	
②　①の算定根拠（数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載）	

（注）「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第69号。以下「施行規則」という。）第２条第２号に規定する液体をいう。以下同じ。

（注）「合成メタン」とは、施行規則第２条第３号に規定するメタンをいう。以下同じ。

（注）①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和６年経済産業省告示第174号。以下「判断基準」という。）」において定める算定方法に従うこと。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の供給又は利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

3　低炭素水素等供給等事業計画の目標

（注）低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和６年経済産業省・国土交通省告示第５号）において定められている低炭素水素等の供給及び利用の促進の意義並びに基本的な方向及び目標を踏まえ、低炭素水素等供給等事業を通して達成しようとする、低炭素水素等の供給及び利用を促進するために必要な供給量・利用量、構成されるサプライチェーンの絵姿等の目標を記載すること。

4　低炭素水素等供給等事業計画の内容

（１）低炭素水素等供給事業の内容

（イ）低炭素水素等供給事業の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
供給の方法 （供給媒体）	□国内で製造（都道府県：　　）　□輸入（国：　　） （供給媒体：　　）
供給量	ｔ／年（日本への供給量）
貯蔵又は輸送の方法	
貯蔵又は輸送の量	

（注）２以上の種類の低炭素水素等の供給又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（注）「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等供給事業の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）～（ハ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の内容

（イ）低炭素水素等利用事業の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
低炭素水素等利用事業者	
貯蔵又は輸送の方法	
貯蔵又は輸送の量	
利用の方法	
用途	□燃料　□原料
利用量	ｔ／年

（注）２以上の種類の低炭素水素等の利用又はこれに伴う低炭素水素等の貯蔵若しくは輸送を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（注）「貯蔵又は輸送の方法」及び「貯蔵又は輸送の量」の欄は、低炭素水素等の利用に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等利用事業の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）～（ハ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の内容

（イ）低炭素水素等の貯蔵等の内容

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
低炭素水素等の貯蔵等を行う者	
貯蔵等の方法	
貯蔵等の量	

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の貯蔵等を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の内容に関する説明

（ハ）水素等関連産業の国際競争力の強化に寄与する技術の活用その他の取組

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）～（ハ）を記載すること。

5　低炭素水素等供給等事業計画の実施期間

	実施期間
低炭素水素等供給事業	年　月～　年　月
低炭素水素等利用事業	年　月～　年　月
低炭素水素等の貯蔵等	年　月～　年　月

（注）低炭素水素等の供給、利用又は貯蔵等の開始日から終了日までの期間を記載すること。

6　供給等施設の規模及び場所

（１）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				
	年　月 ～　年　月				

（注）「施設の整備に要する期間」の欄には、工事開始日から納品・支払等の工事完了日までの期間を記載すること。

（注）「場所」の欄には、供給等施設が整備される都道府県郡市区町村を記載すること。なお、導管にあっては、その起点及び終点の所在地を記載すること。

（注）「敷地面積」の欄には、敷地面積（水域に整備する施設については、その水域面積）の見込みを記載することでも可とする。

（注）「建築面積」の欄には、建築面積の見込みを記載することでも可とする。

（注）「敷地面積」及び「建築面積」の欄は、導管にあっては、記載する必要はない。

（ロ）低炭素水素等供給事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）法第７条第４項各号に掲げる事項は当欄に記載すること。

（注）港湾において供給等施設を整備しようとする場合にあっては、当該港湾の港湾計画及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 50 条の２第１項に規定する港湾脱炭素化推進計画との整合性の確保が図られたものであることを明示すること。

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				

	年　月 ～　年　月				

（注）６（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）低炭素水素等利用事業の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）６（１）（ロ）の注釈に基づき記載すること。

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

（イ）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所

施設の名称	施設の整備に要する期間	場所	敷地面積	建築面積	備考
	年　月 ～　年　月				
	年　月 ～　年　月				

（注）６（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設の規模及び場所に関する説明

（注）６（１）（ロ）の注釈に基づき記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）及び（ロ）を記載すること。

７　低炭素水素等供給等事業計画の実施体制

（１）低炭素水素等供給事業の実施体制

（注）関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を図などを活用して記載すること。また、事業に関する情報を適切に管理するための体制、リスク管理の体制及び主務大臣に対して事業の実施状況を適切に報告するための体制の整備状況について記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業の実施体制

（注）７（１）の注釈に基づき記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等の実施体制

（注）７（１）の注釈に基づき記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

（４）特別目的会社（ＳＰＣ）の実施体制

ＳＰＣの名称	
ＳＰＣの設立状況	

出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率	
事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針	
ＳＰＣの経営と業務執行の体制	

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者、低炭素水素等利用事業者、法第７条第３項に規定する者がＳＰＣの場合、本欄についても記載すること。

（注）「出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率」欄では、経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。

（注）「ＳＰＣの経営と業務執行の体制」欄には、低炭素水素等供給等事業の実施にあたり、ＳＰＣ自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。

（注）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

８　判断基準への適合性に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した事業者に、低炭素水素等供給事業者がいる場合にあっては、判断基準を踏まえ、低炭素水素等の供給開始後、当該事業者が低炭素水素等の供給を促進するために取り組む措置を記載すること。

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに記載すること。

９　低炭素水素等供給等事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（１）低炭素水素等供給事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等供給事業に必要な資金の合計額						
低炭素水素等供給事業に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

（注）「その他自己資金等」は、機構からの助成金を含む。

（注）民間金融機関からの融資について信用保証協会等による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

（注）計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（２）低炭素水素等利用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等利用事業に必要な資金の合計額						
低炭素水素等利用事業に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）９（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（２）（イ）及び（ロ）を記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（イ）必要な資金の額及びその調達方法

（単位：百万円）

費用＼調達方法		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の合計額						
低炭素水素等の貯蔵等に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

（注）９（１）（イ）の注釈に基づき記載すること。

（ロ）資金の調達方法に関する説明

（注）「１　名称等」に記載した法第７条第３項に規定する者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（３）（イ）及び（ロ）を記載すること。

１０　希望する措置等

措置	希望する（④にあっては、設置する）	希望しない（④にあっては、設置しない）
①機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）		
②機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）		
③港湾法の特例		
④導管の設置（道路の占用の特例）		

（注）該当する欄に「○」を記載すること。

（注）措置①を希望する場合にあっては、別表１についても記載すること。

（注）措置②を希望する場合にあっては、別表２についても記載すること。

（注）措置③のうち、法第11条第２項の規定の適用を希望する場合にあっては、以下についても記載すること。

（１）港湾法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表３。

（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表４。

（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表５。

（注）措置③を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。

（１）法第11条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第３条の４第１項各号に掲げる書類（技術基準対象施設（港湾法第56条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号に掲げる書類に限る。）（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）

（２）法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの

（注）措置④は、申請者の希望にかかわらず、導管を設置する場合に、審査の上で適用される。導管を設置する場合にあっては、別表６を記載すること。

（注）高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の特例を希望する場合にあっては、認定を受けた後、別途施行規則で定める手続を行うこと。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
２－（２）	直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（３）	直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
３	低炭素水素等供給等事業計画に法第７条第３項に規定する事項を含める場合にあっては、同項に規定する者に係る次に掲げる書類 ①　定款の写し又はこれに準ずるもの ②　登記事項証明書（当該者が登記をしている場合） ③　直近の３事業年度の事業報告の写し又はこれに準ずるもの ④　直近の３事業年度の貸借対照表又はこれに準ずるもの ⑤　直近の３事業年度の損益計算書又はこれに準ずるもの
４	次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める書類 ①　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第69号）第二条第二号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類 ②　同令第二条第三号に規定する水素の化合物の供給又は利用を行う場合　同令第三条第四項第二号の規定により読み替えられた同条第三項第四号イの合意がなされていることを証する書類
５	供給等施設を整備する場合にあっては、その規模を明らかにした図面
６	供給等施設を整備する場合にあっては、その場所を明示した国土地理院の発行に係る縮尺５万分の１以上の地形図
７	導管を設置する場合にあっては、その内径及び導管内の常用圧力（正常時における導管内の最高運転圧力をいう。）の選定根拠を記載した書類
８	港湾法施行規則第３条の４第１項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行わない場合にあっては、同項第４号）に掲げる書類（法第11条第１項の規定の適用を受けようとする場合）
９	港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。１０において同じ。）に掲げる書類（法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）
１０	港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち低炭素水素等供給等事業計画の認定に伴いその内容が変更されるもの（法第11条第２項の規定のうち港湾法第38条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとする場合）

（備考）

１．上記のほか、必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別表１）

機構による助成金の交付（法第 10 条第１号イ関係）

１　低炭素水素等供給事業に関する説明

（１）低炭素水素等供給事業のスケジュール

（注）低炭素水素等供給事業のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）①　基本設計（ＦＥＥＤ）期間、②　最終投資決定（ＦＩＤ）、③　設計・調達・工事（以下「ＥＰＣ」という。）期間、④　商業運転開始（ＣＯＤ）、⑤　助成金の交付を希望する低炭素水素等の供給期間、⑥　⑤の期間が終了した日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明示すること。

（２）低炭素水素等の原材料の調達

（イ）低炭素水素等の原材料の調達方針

（注）合成燃料又は合成メタンの供給又は利用を行う事業においては、二酸化炭素の調達方法の方針についても記載すること。

（注）国内企業による上流権益への参入比率に関する説明についても記載すること。

（ロ）低炭素水素等の原材料の調達における想定リスクとその対策

（３）低炭素水素等の製造

（イ）低炭素水素等の製造方針

（注）製造プロセスについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）工場等の配置図、設計図、設備の配置図を添付すること。

（注）ライセンス技術を利用する場合であっても、開示が可能な範囲でプロセスを明示すること。

（注）二酸化炭素の回収・貯留（ＣＣＳ）を実施する場合にあっては、貯留サイトの確保状況についても記載すること。

（ロ）低炭素水素等の製造における想定リスクとその対策

（ハ）低炭素水素等の製造量

（注）製造量と「様式第１　４（１）（イ）低炭素水素等供給事業の内容」に記載した供給量に差異がある場合は、その理由を記載すること。

（注）「１（１）低炭素水素等供給事業のスケジュール」に記載した低炭素水素等の供給期間における１年当たりの低炭素水素等の製造量について、明示すること。

（４）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送

（イ）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送の方針

（注）低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

（ロ）低炭素水素等の輸入に伴う海外での貯蔵及び海外からの輸送における想定リスクとその対策

（注）低炭素水素等を輸入する場合に記載すること。

（５）低炭素水素等の貯蔵又は輸送における想定リスクとその対策

（注）本欄は、低炭素水素等の供給に伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行わない場合にあっては、記

載する必要はない。

（６）基準価格

（イ）基準価格

基準価格算定式	

（注）「基準価格」とは、低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格をいう。

（ロ）基準価格の算定に関する説明

（７）低炭素水素等供給事業の事業収支

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）低炭素水素等供給事業の事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

（８）低炭素水素等供給事業に必要な資金の調達及び返済計画

（注）低炭素水素等供給事業者の資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

（９）低炭素水素等供給事業の用に供するＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（１０）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（製造技術・貯蔵技術・輸送技術）

（１１）関連する類似業務等の実績

（１２）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（１３）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（１４）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１５）その他特記事項

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１５）を記載すること。

２　低炭素水素等利用事業に関する説明

（１）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

（２）低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

（３）参照価格の設定に関する説明

（注）「参照価格」とは、低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。

（注）２以上の用途で低炭素水素等の利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の用途ごとに記載すること。

（４）低炭素水素等利用事業の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（５）低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

（６）関連する類似業務等の実績

（７）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（８）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（９）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１０）その他特記事項

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１０）を記載すること。

３　低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

（１）低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（４）関連する類似業務等の実績

（５）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（６）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（７）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（８）その他特記事項

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあっては、（１）～（８）を記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（８）を記載すること。

４　環境適合性に関する説明

（１）国内で排出される二酸化炭素の量の算定

（２）二酸化炭素の排出を削減するための取組

（３）その他特記事項

５　事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

（１）低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

（２）事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

（３）国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

（４）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号イ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

（別表２）

機構による助成金の交付（法第 10 条第１号ロ関係）

１　機構による助成金の交付（法第 10 条第１号ロ関係）を希望する供給等施設に関する説明

（１）当該供給等施設の整備のスケジュール

（注）当該供給等施設の整備のスケジュールについて、図や表などを用いて記載すること。

（注）①　基本設計（以下「ＦＥＥＤ」という。）期間、②　最終投資決定（ＦＩＤ）、③　設計・調達・工事（以下「ＥＰＣ」という。）期間、④　商業運転開始（ＣＯＤ）、⑤　当該供給等施設を取得する日の翌日以降の低炭素水素等の供給期間について、明記すること。

（２）当該供給等施設の整備の方針

（３）当該供給等施設の内容

（イ）当該供給等施設のＦＥＥＤの内容

（単位：百万円）

供給等施設の名称	ＦＥＥＤ着手	ＦＥＥＤに要する期間	金額
	年　月	年　月～　年　月	
	年　月	年　月～　年　月	
当該供給等施設のＦＥＥＤ合計金額			

（注）金額の算出根拠を提出すること。

（注）２以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

（ロ）当該供給等施設のＥＰＣの内容

（単位：百万円）

供給等施設の名称	供給等施設の説明	単価	数量・金額 年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
当該供給等施設のＥＰＣ合計金額									

（注）金額の算出根拠を提出すること。

（注）２以上の低炭素水素等利用事業者が共同して使用する供給等施設について記載すること。

（４）当該供給等施設の整備に必要な資金の調達及び返済計画

（注）当該供給等施設の整備に必要な資金調達にかかる借入条件、返済計画等を記載すること。

（５）当該供給等施設のＦＥＥＤ及びＥＰＣの実施体制

（注）図や表などを用いて記載すること。

（６）当該供給等施設を活用して行う低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売の事業収支

（注）低炭素水素等の貯蔵または輸送に係る事業収支を記載すること。

（注）事業収支には資金収支も含める形式で作成すること。

（注）事業収支に基づくキャッシュフローモデルを添付すること。

（７）安全に関する法令に係る許認可等その他の当該供給等施設の整備及び事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（８）当該供給等施設を整備する地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（９）当該供給等施設を整備する地域における地方公共団体との連携・協力体制

（１０）港湾に整備する当該供給等施設の環境対策及び港湾管理者との調整状況

（注）港湾に当該供給等施設を整備する場合に記載すること。

（１１）その他特記事項

（注）当該供給等施設を整備する事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１１）を記載すること。

２　低炭素水素等供給事業に関する説明

（１）低炭素水素等供給事業における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等供給事業を構成する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（３）関連する類似業務等の実績

（４）その他特記事項

（注）低炭素水素等供給事業者が２以上であって、当該事業者がそれぞれ別のサプライチェーンを構成する場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（４）を記載すること。

３　低炭素水素等利用事業に関する説明

（１）低炭素水素等利用事業により排出される二酸化炭素の量の削減に関する説明

（２）低炭素水素等利用事業における想定リスクとその対策

（３）低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

（４）関連する類似業務等の実績

（５）その他特記事項

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（５）を記載すること。

４　低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

（１）低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（３）関連する類似業務等の実績

（４）その他特記事項

（注）「低炭素水素等の貯蔵等」とは、法第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等をいう。以下同じ。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者がいる場合にあっては、（１）～（４）を記載すること。

（注）低炭素水素等の貯蔵等を行う事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（４）を記載すること。

５　環境適合性に関する説明

（１）国内で排出される二酸化炭素の量の算定

（２）二酸化炭素の排出を削減するための取組

（３）その他特記事項

６　事業の自立化に向けた取組及び事業の実施の効果に関する説明

（１）低炭素水素等の供給コストの低減に向けた取組

（２）事業の実施により得られた知見を活用して行う関連事業の方針

（３）国内への経済波及効果や雇用創出などの規模

（４）法第 10 条第１号ロの措置を活用して整備する拠点の中長期的な発展の見通し

（５）その他特記事項

（備考）

１．機構による助成金の交付（法第10条第１号ロ関係）を希望する場合に記載すること。

２．必要に応じて、法第７条第５項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類を添付すること。また、主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

（別表３）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第38条の２第１項｛第１号・第２号・第４号｝の施設の｛建設・改良｝
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の｛建設・改良｝の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

（別表４）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	｛工場・事業場｝の｛新設・増設｝
｛工場・事業場｝の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積	
｛工場・事業場｝の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画	別紙１のとおり
｛工場・事業場｝の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	別紙２のとおり
｛工場・事業場｝の｛新設・増設｝の工事の開始及び完了の予定期日	
｛工場・事業場｝に係る事業の開始の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第 38 条の２第１項第３号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

別紙１

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

１　搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

２　搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

（備考）

１．貨物の量の概計は、通常の１年間の貨物の量の概計を記載すること。

２．港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

３．「輸送に関する計画」の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

４．貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙２

廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

１　廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

２　その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

（備考）

１．廃棄物の量の概計は、通常の１年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

２．廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

（別表５）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

変更する事項	港湾法第38条の２第２項〔第２号・第３号・第４号〕
変更の内容	
変更に係る工事の開始及び完了の予定期日	
変更を必要とする理由	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第４項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。

３．変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（別表６）

事業計画書（導管の設置について）

１　導管を設置する事業者

（１）設置する事業者の氏名又は名称

（２）設置する導管の施設・設備

設置場所	区間	
	経過地	
総延長		
内径		
導管内の常用圧力		
輸送する低炭素水素等の種類		
低炭素水素等輸送能力		
低炭素水素等を輸送する際に溶媒を利用する場合にあってはその溶媒		
ガス事業法のガス小売事業に該当するか		該当・非該当

（備考）

１．本紙は、導管を設置する事業者別に作成すること。

２．導管の設置場所については、連続する導管であって、その内径が同一であり導管内の圧力が連続して変化する範囲のものを１区間とし、「区間」の欄には、その起点及び終点の所在地を記載するとともに、「経過地」の欄には、当該導管の経過する地名を記載すること。

３．「総延長」の欄には、導管の起点から終点に至る総延長を記載すること。

４．「内径」の欄には、上記１によるところの「区間」ごとに内径を記載すること。

５．「導管内の常用圧力」の欄には、上記１によるところの「区間」ごとに常用圧力を記載すること。

６．「低炭素水素等輸送能力」の欄には、本導管を正常に利用した場合における１年間に輸送し得る低炭素水素等の量を記載すること。

７．ガス事業法のガス小売事業に該当するかについては、該当するものを○で囲むこと。

８．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

様式第二（第３条第１項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった低炭素水素等供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第７条第５項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

１．認定の日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．申請者の名称及び代表者の氏名
４．申請者の住所

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

第三種郵便物認可　令和六年三月三十一日

第二種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

様式第三（第３条第２項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

　　年　　月　　日付けで認定申請のあった低炭素水素等供給等事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第四（第３条第３項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の概要

１．認定の日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．認定供給等事業者の名称
４．認定供給等事業計画の概要

（備考）
「４．認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第五（第３条第４項関係）

低炭素水素等供給等事業計画の認定通知書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった低炭素水素等供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第７条第５項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定しましたので、同条第 10 項の規定に基づき通知します。

１．認定の日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．認定供給等事業者の名称
４．認定供給等事業計画の概要

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．「４．認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第六（第４条第１項関係）

認定供給等事業計画の変更申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第８条第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

（注）法第 11 条第２項の規定による措置を希望する場合にあっては以下についても記載すること。
（１）港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 38 条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表１。
（２）同項第３号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、別表２。
（３）同条第４項の規定による変更をしようとする場合にあっては、別表３。

（注）法第 11 条各項の規定による措置を希望する場合にあっては、以下の書類についても提出すること。
（１）法第 11 条第１項の規定の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）第３条の４第１項各号（技術基準対象施設（港湾法第 56 条の２の２第１項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行わない場合にあっては、同令第３条の４第１項第４号）に掲げる書類（第２条第２項各号に掲げる書類を除く。）のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
（２）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第１項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号（技術基準対象施設の建設又は改

良を行おうとする場合にあっては、同項第２号から第４号まで及び同条第３項各号。（３）において同じ。）に掲げる書類

（３）法第 11 条第２項の規定のうち港湾法第 38 条の２第４項の規定による届出の特例の適用を受けようとするときは、港湾法施行規則第５条第２項各号に掲げる書類のうち認定供給等事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもの

（別表１）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	港湾法第 38 条の２第１項｛第１号・第２号・第４号｝の施設の｛建設・改良｝
施設の位置、種類、規模及び構造	
施設の使用の計画	
施設の｛建設・改良｝の工事の開始及び完了の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第１号、第２号又は第４号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

（別表２）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

該当する行為	｛工場・事業場｝の｛新設・増設｝
｛工場・事業場｝の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積	
｛工場・事業場｝の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画	別紙１のとおり
｛工場・事業場｝の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画	別紙２のとおり
｛工場・事業場｝の｛新設・増設｝の工事の開始及び完了の予定期日	
｛工場・事業場｝に係る事業の開始の予定期日	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第１項第３号に掲げる行為をしようとする場合のみ記載すること。

別紙１

搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

１　搬入することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

２　搬出することとなる貨物

貨物の種類	当該港湾を利用する貨物		当該港湾を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送に関する計画	量の概計	輸送に関する計画	
合　計					

（備考）

１．貨物の量の概計は、通常の１年間の貨物の量の概計を記載すること。

２．港湾を利用する貨物とは、当該港湾において船舶に積み込み、又は船舶から取り卸しされる貨物をいい、港湾を利用しない貨物とは、それ以外の貨物をいう。

３．「輸送に関する計画」の欄には、貨物の輸送の方法等を記載すること。

４．貨物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

別紙２

廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

１　廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

廃棄物の種類	廃棄物の量の概計	廃棄物の処理に関する計画	
		処理場所	処理方法

２　その他廃棄物の輸送の方法等廃棄物の処理に関する計画

（備考）

１．廃棄物の量の概計は、通常の１年間の廃棄物の量の概計を記載すること。

２．廃棄物の量の概計の算出の基礎を記載した書面を添付すること。

（別表３）

港湾法の特例措置（法第11条第２項関係）

変更する事項	港湾法第38条の２第２項〔第２号・第３号・第４号〕
変更の内容	
変更に係る工事の開始及び完了の予定期日	
変更を必要とする理由	

（備考）

１．港湾法の特例措置を希望する場合に記載すること。

２．同法第38条の２第４項の規定による変更をしようとする場合のみ記載すること。

３．変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第七（第４条第６項関係）

認定供給等事業計画の変更認定書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで変更の認定の申請のあった認定供給等事業計画については、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）第８条第７項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、同項各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

１．変更の認定の日付
２．変更後の低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
４．変更申請者の住所

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった認定供給等事業計画の変更申請書の写しを添付する。

様式第八（第４条第７項関係）

認定供給等事業計画の変更の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで変更の認定の申請のあった認定供給等事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第九（第４条第８項関係）

変更後の認定供給等事業計画の概要

１．変更の認定の日付

２．変更後の低炭素水素等供給等事業計画認定番号

３．認定供給等事業者の名称

４．変更後の認定供給等事業計画の概要

（備考）

「４．変更後の認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第十（第４条第９項関係）

認定供給等事業計画の変更の認定通知書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで変更の認定の申請のあった認定供給等事業計画については、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37 号）第８条第７項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき認定しましたので、同法第８条第７項において準用する同法第７条第 10 項の規定に基づき通知します。

１．変更の認定の日付

２．変更後の低炭素水素等供給等事業計画認定番号

３．認定供給等事業者の名称

４．変更後の認定供給等事業計画の概要

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．「４．変更後の認定供給等事業計画の概要」中、認定供給等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第十一（第５条第２項関係）

認定供給等事業計画の軽微な変更の届出書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第８条第１項ただし書の規定に基づき、　　年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、同条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．変更事項
３．変更事項の内容
４．変更を必要とする理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十二（第６条関係）

認定供給等事業計画の変更指示の通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第 37 号）第８条第４項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．変更指示の内容
３．変更指示の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十三（第７条第１項関係）

認定供給等事業計画の認定取消し通知書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定をした認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）第８条第３項又は第４項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．認定取消しの理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十四（第７条第２項関係）

認定供給等事業計画の認定取消し

１．認定の取消しの日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．認定を取り消された事業者の名称

様式第十五（第７条第３項関係）

認定供給等事業計画の認定取消し通知

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　殿

主務大臣　　名

年　　月　　日付けで認定した認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）第８条第３項又は第４項の規定に基づき、認定を取り消しましたので、同条第６項の規定に基づき通知します。

１．認定の取消しの日付
２．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
３．認定を取り消された事業者の名称

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十六（第８条第１項関係）

認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者の地位の承継申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、下記の地位の承継の承認を受けたいので申請します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号
２．地位を承継される低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者（以下「被承継者」という。）の氏名又は名称
３．被承継者の代表者（被承継者が法人の場合）
４．承継の理由（法第９条第１号又は第２号）
５．承継する地位の内容
（１）低炭素水素等供給等事業において、被承継者が担った役割
（２）低炭素水素等供給等事業において、地位を承継する者（以下「承継者」という。）が担う役割
（３）承継者の事業実施体制その他事業遂行能力に関する説明

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十七（第９条関係）

認定供給等事業計画の実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給等事業計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．低炭素水素等供給等事業計画認定番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

２．低炭素水素等の種類

水素等の種類：□水素　□アンモニア　□合成燃料　□合成メタン	
①　水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量	
②　①の算定根拠（数値算出の計算式や考え方、根拠となる数値や考え方、確認の方法を記載）	

（注）「合成燃料」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和６年経済産業省令第69号。以下「施行規則」という。）第２条第２号に規定する液体をいう。

（注）「合成メタン」とは、施行規則第２条第３号に規定するメタンをいう。

（注）①は「水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和６年経済産業省告示第174号）」において定める算定方法に従うこと。

（注）２以上の種類の低炭素水素等の供給又は利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の種類ごとに記載すること。

３．低炭素水素等供給等事業計画の目標の達成状況

計画時の目標	目標の達成状況

４．実施した低炭素水素等供給等事業計画の内容

（１）低炭素水素等供給事業の実施状況

（２）低炭素水素等利用事業の実施状況

（３）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和６年法律第37号）第７条第３項に規定する者が行う低炭素水素等の貯蔵等の実施状況

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二十三日

環境大臣　浅尾慶一郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第三	**別表第三**
一　金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であって次に掲げる物	一　金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であって次に掲げる物
一～十一　（略）	一～十一　（略）
（削る）	十二　電気部品又は電子部品であって次に掲げる物
	イ　金属のみから成る電子部品
	ロ　プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）
	(1)　別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（ＰＣＢを含むものに限る。）を構成部品として含まない物
	(2)　別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物
	ハ　プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの
十二～十六　（略）	十三～十七　（略）
十七　プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	十八　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
十八～二十六　（略）	十九～二十七　（略）
二　（略）	二　（略）
三　有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	三　有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物
一～四　（略）	一～四　（略）

五　次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）	（略）
イ～ヲ　（略）	
ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物	
(1)・(2)　（略）	
六～十八　（略）	（略）
四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	（略）
一・二　（略）	（略）
（削る）	（削る）
備考	
1・2　（略）	

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物		
一～十四　（略）	（略）	
十五　プリント配線基板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	（略）	
十六・十七　（略）	（略）	
十八　電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）	A一一八一	
イ～ア　（略）		
十九　（略）	（略）	
二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十三号又は第十四号に掲げる物を除く。）	（略）	
四～六　（略）	（略）	
三　（略）	（略）	

五　次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）	（略）
イ～ヲ　（略）	
ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに限る。）であって次に掲げる物	
(1)・(2)　（略）	
六～十八　（略）	（略）
四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	（略）
一・二　（略）	（略）
三　使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）	B四〇三〇
備考	
1・2　（略）	

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物		
一～十四　（略）	（略）	
十五　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	（略）	
十六・十七　（略）	（略）	
十八　電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）	A一一八〇	
イ～ア　（略）		
十九　（略）	（略）	
二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		
一・二　（略）	（略）	
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。）	（略）	
四～六　（略）	（略）	
三　（略）	（略）	

四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一～四　（略）	（略）
五　次に掲げる物	
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十五号に掲げる物を除く。）	（略）
ロ　（略）	（略）
六～十　（略）	（略）
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ　ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類	
十二～十六　（略）	（略）
備考	
１・２　（略）	

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一～四　（略）	（略）
五　次に掲げる物	
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	（略）
ロ　（略）	（略）
六～十　（略）	（略）
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	
ロ　ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	
十二～十六　（略）	（略）
備考	
１・２　（略）	